

小規模事業者支援法の改正案について

平成 3 1 年 3 月 1 3 日

中小企業庁

小規模企業振興課

中小企業・小規模事業者政策の流れ

昭和38年 中小企業基本法制定

⇒ 大企業と中小企業の格差是正（二重構造論）

平成11年 中小企業基本法改正

⇒ やる気と能力のある中小企業の支援

平成25年 小規模企業活性化法（中小企業基本法再改正）

⇒ 小規模企業の意義を明確化

平成26年 ●**小規模企業振興基本法制定** → 「**小規模企業振興基本計画**」を策定。

⇒ 小規模企業振興の基本的枠組みを構築

「**事業の持続的発展**」を基本原則として位置づけ

●**小規模事業者支援法の改正**

⇒ 従来の「経営改善指導」に加え、「経営発達支援」も商工会・商工会議所の役割へ

平成25年度補正予算 : 「**小規模事業者持続化補助金**」を創設

平成27年7月 : 「**経営発達支援計画**」の認定開始

平成27年度当初予算 : 「**伴走型小規模事業者支援推進事業補助金**」を創設 1

「小規模企業振興基本法」と「小規模企業振興基本計画」

「小規模企業振興基本法」（平成26年6月公布・施行）

人口減少・高齢化、競争の激化、地域経済の低迷等の構造変化の中で、小規模事業者、国、地方公共団体、支援機関等様々な関係者の行動を促していくための仕組み。

⇒中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的発展」を基本原則として位置づける。

「小規模企業振興基本計画」（平成26年10月閣議決定）

基本法に基づき、小規模事業者の振興に必要な施策を、一貫かつ継続した方針の下、重点的かつ効果的に実行することを担保するために策定された計画。（おおよそ5年ごとに変更） →平成31年春目標

現状認識と基本的考え方

人口減少・高齢化、国内外の競争の激化、地域経済の低迷等の構造変化の進展
→この中で、事業を維持するだけでも大変な努力が必要。

事業の持続的発展のための4つの目標を設定

1. 需要を見据えた経営の促進

—顔の見える信頼関係をより積極的に活用した
需要の創造・掘り起こし—

2. 新陳代謝の促進

—多様な人材・新たな人材の活用による事業の展開・創出—

3. 地域経済の活性化に資する事業活動の推進

—地域のブランド化・にぎわいの創出—

4. 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備

—事業者の課題を自らの課題と捉えたきめ細かな対応—

10の重点施策

(1)ビジネスプラン等に基づく経営の促進、(2)需要開拓に向けた支援、(3)新事業展開や高付加価値化の支援、(4)起業・創業支援、(5)事業承継・円滑な事業廃止、(6)人材の確保・育成、(7)地域経済に波及効果のある事業の推進、(8)地域のコミュニティを支える事業の推進、(9)支援体制の整備、(10)手続きの簡素化・施策情報の提供

中小企業政策審議会小規模企業基本政策小委員会での議論

- おおよそ5年ごとに見直すこととされている、小規模企業振興基本計画の見直しに向けて、平成30年3月26日に経済産業大臣から中小企業政策審議会へ諮問
- 経済産業大臣からの諮問を受け、小規模企業基本政策小委員会において下記スケジュールにて議論

- 第10回 平成30年 5月17日
・小規模事業者政策について
- 第11回 平成30年 6月29日
・サプライチェーンに関する課題について
- 第12回 平成30年 7月12日
・支援機関の機能と自治体の関係について
- 第13回 平成30年 9月20日
・小規模事業者の多様化と政策対象について
- 第14回 平成30年10月12日
・地域サプライチェーンと小規模事業者の関係について
- 第15回 平成30年11月30日
・近年の災害対応とその課題について
・小規模企業振興基本計画骨子（案）等について
- 第16回 平成30年12月20日
・平成26年改正 小規模事業者支援法の実績について
・小規模企業振興基本計画骨子（案）等について

第Ⅱ期「小規模企業振興基本計画」案の骨子と小規模事業者支援法の改正案の関係

第Ⅰ期「基本計画」制定時からの【環境変化】

社会の環境変化

- 人口減少・高齢化、国内外の競争の激化
- 地域経済の低迷等の構造変化の進展
- IT化による市場環境の変化

地域の環境変化

- 過疎化による地域の弱体、
- 自然災害の多発・甚大化に伴う
- 事業継続リスクの増大

小規模事業者の環境変化

- 経営者の高齢化、後継者不足
- フリーランス等多様な小規模事業者の増加
- 人手不足の中で生産性の向上が急務

第Ⅱ期「基本計画」案の【基本的考え方】

事業者の持続的発展



地域の持続的発展

地域を牽引する企業の創出

地域のサプライチェーンの維持・災害等への対応強化

地域のブランド化・産地産業の活性化

地域に不可欠な公共的サービス・地域コミュニティの維持

都道府県・市町村・産業界といったステークホルダーとの関係を強化し支援体制の構築

【4つの目標と12の施策】

- ①需要を見据えた経営の促進
 - (1) ビジネスプランに基づく経営の促進
 - (2) 需要開拓に向けた支援
 - (3) 新事業展開や高付加価値化の支援
- ②新陳代謝の促進
 - (4) 多様な小規模事業者の支援
 - (5) 起業・創業支援
 - (6) 事業承継・円滑な事業廃止の推進
 - (7) 人材の確保・育成
- ③地域経済の活性化に資する事業活動の推進
 - (8) 地域経済に波及効果のある事業の推進 (地域牽引企業の創出等)
 - (9) 地域のコミュニティを支える事業の推進
- ④地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備
 - (10) 支援に向けた国と自治体の連携強化
 - (11) 手続きの簡素化・施策情報の提供
 - (12) 事業継続リスクへの対応能力の強化

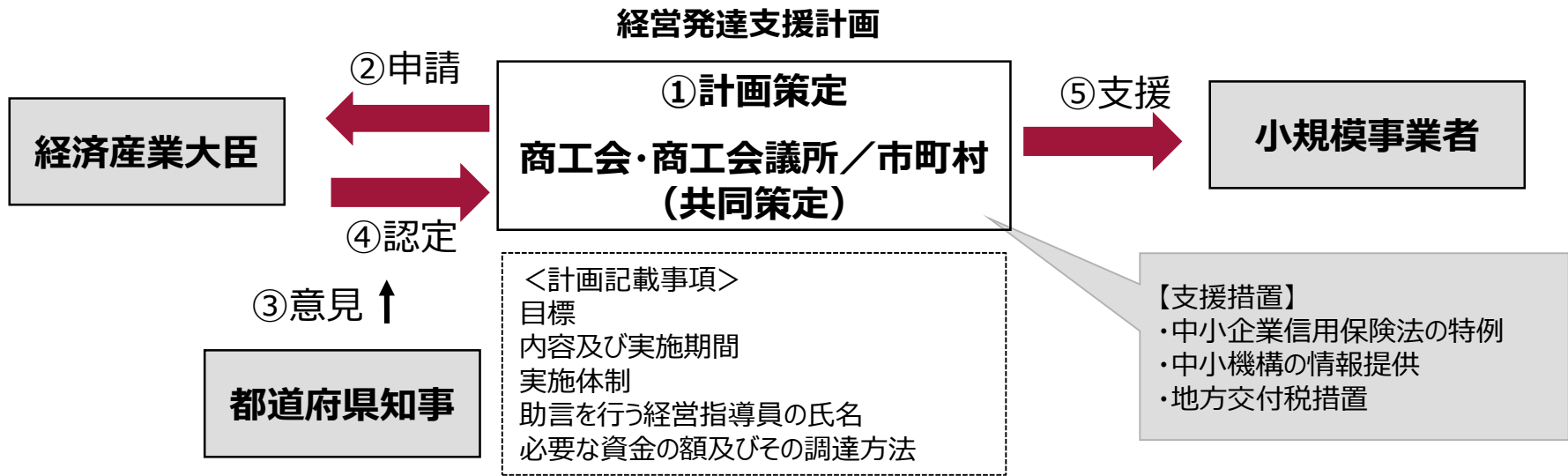
◇小規模事業者支援法の改正案

- ・経営発達支援計画のスキームに自治体との関与を規定
- ・商工会・商工会議所が、自治体と連携して、事業者の事業継続力強化のための支援を行う計画を作成し認定するスキームを新設

経営発達支援計画の見直し（小規模事業者支援法の改正案）

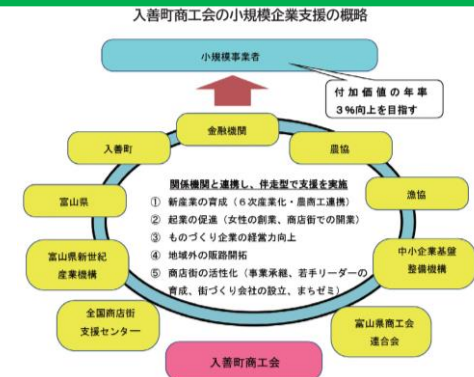
- 経営発達支援計画は、商工会・商工会議所が作成し、国の認定を受けることとされている。
- 今後は地域課題への対応や効果的な支援実施の観点から、ステークホルダーである市町村と共同して作成し、都道府県も意見を言えるスキームに見直し。

経営発達支援のスキーム



自治体等との連携

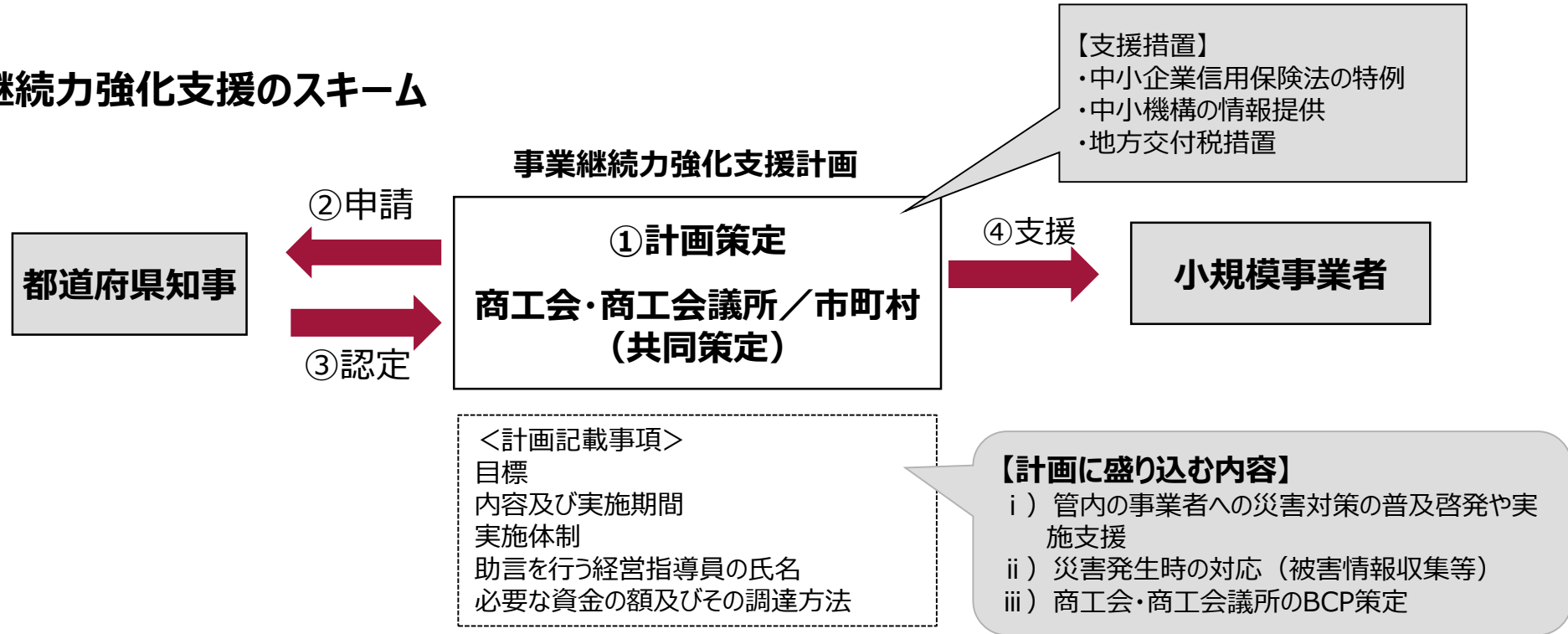
入善町商工会（富山県）では、これまでは町が工場誘致を中心に施策を進めてきたが、工場の撤退などにより、地場産業の育成が急務になってきており、「町が目標とするところに商工会の資源を使い貢献する」として、地元の農協、漁協、金融機関と連携し、6次産業化、農商工連携、商業、サービス業を中心とした商業店舗の開業に向けた支援に取り組んでいる。



商工会・商工会議所による事業継続力強化の支援（小規模事業者支援法の改正案）

- 商工会・商工会議所が、地域の防災を担う市町村と連携し、**事業継続力強化のための支援を行う計画（＝事業継続力強化支援計画）**を策定し、**都道府県知事が認定**。

事業継続力強化支援のスキーム



事前対策

帯広商工会議所は、帯広市、北海道経済産業局の協力のもと、大規模災害時に地域住民の健康に直接影響を与え得る薬局のBCP策定の推進ため、セミナーを開催。

事後対策

九州・沖縄ブロックの商工会連合会が日本公庫・沖縄公庫を含む災害発生時の情報収集、復旧に向けた連携協定を締結。



(参考) 中小企業強靱化法案 (中小企業等経営強化法等の改正)

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案【中小企業強靱化法案】の概要

1. 背景

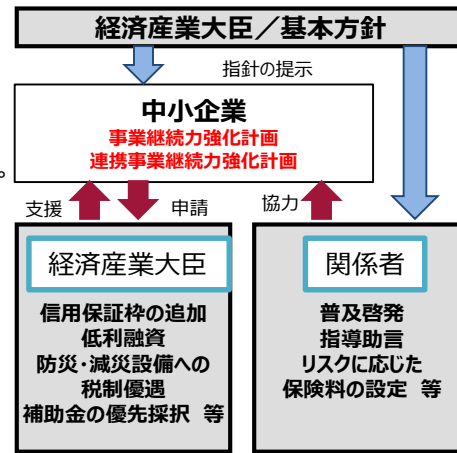
- 自然災害の頻発化、経営者の高齢化によって、多くの中小企業は、事業活動の継続が危ぶまれている。
- 中小企業の事業活動の継続に資するため、中小企業の災害対応力を高めるとともに、円滑な事業承継を促進する必要。

2. 主な措置事項

(1) 中小企業・小規模事業者の事業継続力の強化

① 事業継続力強化に対する支援【中小企業等経営強化法改正】

- 事業継続力強化に関する「**基本方針**」の策定
 - ① 中小企業が行う**事前対策**の内容
 - ② 中小企業を取り巻く**関係者※1**に期待される協力
※1 サプライチェーンの親事業者、金融機関、保険会社、地方自治体、商工団体 等を想定。
- 中小企業の**事業継続力強化**に関する**計画を認定し、支援措置**を講ずる。
 - ① **中小企業者が単独**で行う「**事業継続力強化計画**」
例) 災害時の初動対応、自家発電、制震・免震装置等の設備投資、保険加入等のリスクファイナンス、実効性確保に向けた訓練の実施 等
 - ② **複数の中小企業が連携**して行う「**連携事業継続力強化計画**」
例) 経営資源の融通(原材料、人員派遣、代替生産) 等
- 中小企業を取り巻く**関係者※2**による**協力(努力規定)**
※2 法律案は、国、地方公共団体、親事業者に加えてその他の者を規定。



② 商工会・商工会議所による小規模事業者の事業継続力強化の支援【小規模事業者支援法改正】

- **商工会又は商工会議所が市町村(特別区含む)と共同**して行う、小規模事業者の**事業継続力強化に係る支援事業**(普及啓発、指導助言、復旧支援等)に関する**計画を都道府県が認定**。
※ これらに要する経費について**地方交付税措置**を講ずることとしており、地域における小規模事業者支援を推進。

(3) その他(関係者の関与による基盤強化等)

- 上記と併せ、中小企業の基盤強化を図るため、
 - ・ 一定の要件を満たす中小企業者等が**社外高度人材**(プログラマー・エンジニア、弁護士・税理士・会計士等)を活用して新事業分野を開拓する計画の**認定制度を創設し**、認定を受けた者に対し**金融支援・税制支援**(ストックオプション税制の対象に、計画に従って活用する社外高度人材を追加)を講ずる。
 - ・ 小規模事業者の経営発達に係る支援事業について、商工会・商工会議所と**市町村(特別区含む)が共同で計画を作成**するとともに、認定の際に**都道府県知事の意見を聴くものとする**。
- これらに関する情報提供、相談対応等を、新たに(独)中小機構の業務に追加するため、**【独立行政法人中小企業基盤整備機構法】**も一部を改正。

(2) 中小企業の経営の承継の円滑化【承継円滑化法改正】

- **個人事業者**の土地、建物、機械等の承継に係る贈与税・相続税を100%納税猶予する「**個人版事業承継税制**」の創設が平成31年度税制改正大綱に盛り込まれた。
- 新税制の効果が十分に発揮されるよう、**遺留分※**に関する**民法特例の対象を個人事業者に拡大**。
※民法上、最低限保障されている相続人の取り分

(現行の手続)

会社について、**相続人全員の合意**を得れば、簡便な手続で、後継者に生前贈与された株式を、遺留分を算定するための財産から除外することが可能。

<遺留分請求のイメージ>



(注)後継者でない相続人が事後的に自らの遺留分を請求すれば、**後継者は事業用資産の一部を失うおそれ**。

基本指針について

- 小規模支援法の改正案が可決されれば、改正案に沿った内容に基本指針の改正も必要。
- 小規模支援法において、**基本指針の改正の際には中小企業政策審議会の意見を聴くこととされており、基本指針は経営支援分科会の所掌**とされているため、経営支援分科会のご意見を伺いたい。

現行の基本指針

前文 背景

・小規模事業者の振興の基本原則を、「成長発展」のみならず、「事業の持続的発展」と位置付け。

第1 経営の改善発達の基本的な方向

・基本計画の4つの目標を位置付け。

1. 需要を見据えた経営の促進
顔の見える信頼関係をより積極的に活用した需要の創造・掘り起こし
2. 新陳代謝の促進
多様な人材・新たな人材の活用による事業の展開・創出
3. 地域経済の活性化に資する事業活動の推進
地域のブランド化・にぎわいの創出
4. 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備
事業者の課題を自らの課題と捉えたきめ細かな対応

第Ⅱ期「小規模企業振興基本計画」にあわせ修正。

第2 経営管理に関する指導等

1. 経営改善普及事業の内容
2. 経営改善普及事業の留意すべき点
3. 経営発達支援事業の内容
4. 経営発達支援事業の期間
5. 経営発達支援事業の実施に当たって留意すべき点

第3 事業の共同化に寄与する施設の設置

1. 基盤施設事業の内容
2. 基盤施設事業の留意すべき点 等

第4 地区内の商工業の発展のために行う他の事業との関係に関する事項

第5 商工会連合会又は日本商工会議所が行う商工会又は商工会議所に対する指導

第6 その他

小規模支援法の改正案に合わせ、事業継続力強化支援事業について追加。また、経営発達支援事業は自治体との連携を強化について追加。

小規模支援法の改正案の基盤施設計画の廃止に合わせ、削除。

基本指針改定に向けた今後の流れ

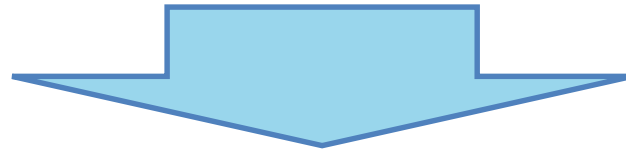
※小規模支援法の改正案について本通常国会（第198回通常国会）にて、ご審議いただき可決されることを前提とする。

● 2月15日

「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案（中小企業強靱化法案）」（小規模支援法の改正を含む）を閣議決定、国会提出

● 法案可決後～

基本指針について中小企業審議会へ大臣から諮問 → 経営支援分科会へ付託



経営支援分科会でのご議論の結果を踏まえて、中小企業審議会会長へ報告 → 大臣へ答申